

右及申(通) 報復也

覺書

東京府北豊島郡王子町大字上十階所在鐵道省辰久根園庫庫附屬官舎建
築工事二千七請願人有田組三対スル大之々事下請人久富木清春及工務
室次郎対同人下積池沼蔵及永升兼松、上川、小野寺ノ間ニ積ケル請願金
紛議ニ關シ久富木工務側代理人山田兵吉ト小池及永升、上川、小野寺側
代理人加藤昇トノ間ニ左記条件ニ依リ圓滿解決スルコト慣約ス

左記

一 久富木清春、小池沼三ニ対シ積算殘金七百九圓八角及永升兼松ニ対シ積算
殘金七十圓七角五上川及小野寺ニ対シ積算殘金四百五圓也ヲ支払ヒ外ニ金一対シ

支給ス
右ノ間ニ

昭和五年六月廿日

久富木及工務側代理人 山田 兵吉
小池及永升、上川、小野寺代理人 加藤 昇
右立 会 人 齊藤 仁一郎

以上 附 録 五 十

券號第三九四三番

一〇二九一 二六

昭和五年十一月一日

警視總監 丸山 鶴吉

一〇二九 二六



内務大臣 安達 謙藏 殿

社會局長 吉田 茂 殿

各府縣長官 殿 (長官署名捺印)

株式會社城口研究所勞働會議ニ關スル件

「勞働券」

(第一報) 發生)

要旨

- (1) 標本會社ニシテ成立八十五名ヲ使用申上ルカ
- (2) 元標本承継者ノ請願ニシテ、同會社ニシテ成立シ十月廿日噴煙書ヲ提出シ更ニ今日三九日噴煙書ヲ提出セリ
- (3) 今荷シテ、噴煙書ニ根據セシ同會社ニシテ、噴煙書ヲ提出セリト拒絶セリトテ、噴煙書中ナリ

5.11.4
1864